

指名停止等一覧表

(期間 令和3年6月1日 ~ 令和3年9月30日)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
1	鹿島建設(株)	東京都港区元赤坂1-3-1	令和3年7月20日~令和3年8月19日 (1ヶ月)	別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不誠実な行為)第16号	鹿島建設(株)の元社員は、環境省福島地方環境事務所発注の福島県富岡町の被災建物等解体撤去等工事において、下請け事業者から金銭を受領したにもかかわらず、確定申告をせず、所得税を免れたとして、令和3年6月29日に所得税法違反で仙台地方検察庁より起訴された。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不誠実な行為)第16号に該当し、契約の相手方として不適當であると認められるため。
2	(株)コンピュータ・システム研究所	宮城県仙台市青葉区北根黒松14-15	令和3年8月31日~令和3年9月30日 (1ヶ月)	別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(贈賄)第3号ハ	(株)コンピュータ・システム研究所の社員は、宮城県川崎町発注工事に関する資材設計単価表の情報提供を同町職員に依頼し、その謝礼として、複数回にわたり商品券計十数万円分を贈ったとして、令和3年6月30日に贈賄容疑で逮捕された。 このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(贈賄)第3号ハに該当し、契約の相手方として不適當であると認められるため。

注: 該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。